

議案第 48 号

訴え提起前の和解の申立てについて

未払の住宅新築資金貸付金の請求について、次のとおり訴え提起前の和解の申立てをしたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 相手方の所在地及び名称

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

2 支払を求める未払の住宅新築資金貸付金

金 8,683,194 円

3 裁判所 伊賀簡易裁判所

4 事件名 未払貸付金請求和解申立事件

5 事件の概要及び申立ての要旨

伊賀市は、相手方に対して平成8年6月に25年の返済期間を定めて住宅新築資金の貸付を行った。

平成16年8月に元金5,000円の支払後返済金の未納が続いたため、幾度となく催告状及び来庁依頼の文書を送付したが返済には至らなかった。

その後、相手方から伊賀市に連絡があり、平成 29 年 11 月から今後の返済について交渉を重ねる中で、相手方は、未払金額を一括して支払うことが困難な実情があることを理由に分割での支払を求めた。

伊賀市は、相手方と未払の住宅新築資金貸付金を平成 30 年 4 月から平成 50 年 4 月まで毎月 36,000 円の返済を 241 回、平成 50 年 5 月 7,194 円の返済にて分割して支払うこと、分割金の支払を 3 回以上怠り、かつ、その額が 108,000 円に達したときは、当然に期限の利益を失い、直ちに強制執行の申立てを行うことで合意した。

そこで、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 275 条に定める和解をすることにより、未払の住宅新築資金貸付金請求の債務名義を得て、支払に不履行が生じたときは、直ちに強制執行ができるものとするため、裁判所の和解勧告を求めて当該申立てをする。

6 和解遂行の方針

- (1) 当該和解に関する取扱方針については、当該和解における話合いの過程において、諸般の事情を考慮し、市長において定めるものとする。
- (2) 和解が整わない場合において、必要があるときは、訴えを提起する。
- (3) 訴えを提起した場合において、判決の結果必要があるときは、上訴する。